



NEWS (PRESS) RELEASE

令和2年7月22日

志摩市市民生活部人権市民協働課

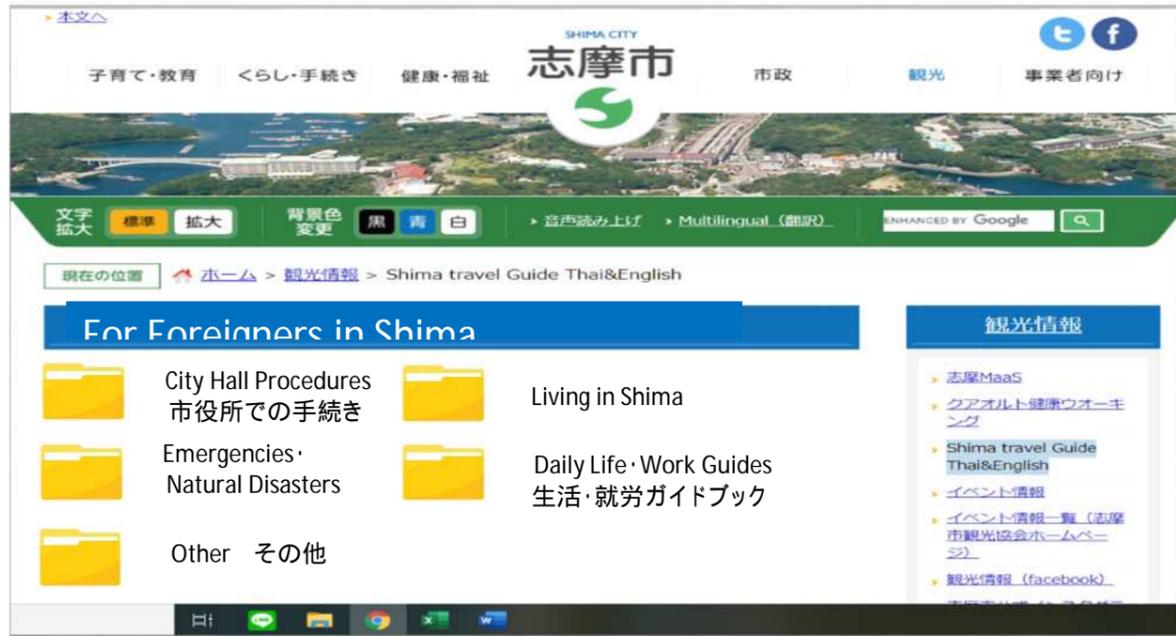
<p>タイトル</p>	<p>志摩市ホームページに「For Foreigners in Shima 志摩市 在住外国人のみなさまへ」というバナーを作成します！</p>
<p>概要</p>  	<p>志摩市ホームページのトップページに志摩市在住外国人のみなさま向けのバナーを追加します。</p> <p>現在、志摩市ホームページでは、昨年8月に赴任したCIR（国際交流員）の2人が翻訳したごみ収集カレンダー等を掲載しています。</p> <p>ホームページには、自動翻訳機能（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）がありますが、画像やPDFは翻訳することができないほか、機械的に処理されるため、必ずしも正確な翻訳となっていないのが、実情です。また、日本語表記のバナー等のため、外国人住民の方が必要とする情報を検索しにくい現状があります。</p> <p>そこで、外国語（主に英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語）に翻訳した情報を検索しやすくするために、新たにバナーを作成し、1か所にまとめていきます。</p> <p>まずは、災害発生時の対応にかかる情報、日常生活に必要なごみ収集カレンダーを掲載します。</p> <p>今後も、外国人の方にも住みよいまちづくりを目指すため、随時、必要な情報を追加していきます。</p>
<p>参考HP</p>	<p>志摩市ホームページ https://www.city.shima.mie.jp/</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>志摩市市民生活部人権市民協働課 担当 リュウ ベンジャミン・チャブカン チッタラポン・福村 佳代 TEL 0599-44-0227 FAX 0599-44-5260 e-mail jinkenshimin@city.shima.lg.jp</p>

トップページの新規バナー

担当者：CIR ナー・ベン

イメージ図

【For Foreigners in Shima 志摩市在住外国人のみなさまへ】



市役所での手続き

- 例：
- ・市役所の窓口対応時間
 - ・住民異動届
 - ・戸籍に関する届

転入届	
申請書名	転入届
説明	他の市区町村や国外から引っ越しをした場合は、実際に住み始めた日から14日以内に、市役所市民課または各支所へ転入届を提出してください。
届出期間	実際に住み始めてから14日以内 予定での転入届は受付できません。
離婚届	
申請書名	離婚届
説明	届出日より法律上の効力が発生します。
受付窓口	夫婦の本籍地・住所地（所在地） 志摩市では市民課または各支所（浜島・大王・志摩・磯部）
届出する人	夫および妻 お二人が一緒に来庁できない場合は、どちらか一方の人または代理人でも構いません。届出人としてお二人が署名・押印後、代理人に届出を依頼してください。
留意事項	

志摩市での暮らし

- 例：
- ・国保のしおり
 - ・多言語のごみカレンダーのリンクシェア



緊急・災害

- 例：
- ・志摩市ハザードマップ
 - ・洪水発生時の対応



生活・就労ガイドブック

・法務省の外国人生活支援ポータルサイトのリンクシェア



その他

- 例：
- ・志摩市での就職・雇用
 - ・交通ルール



参考情報

- ・市役所の暮らし・手続き
- ・外務省など日本の行政機関
- ・インターネットの情報
- など